

**第 43 類**  
**毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品**

注

- 1 この表において「毛皮」とは、第 43.01 項の原毛皮を除くほか、毛が付いている獣皮をなめし又は仕上げたものをいう。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
  - (a) 羽毛皮及びその部分（第 05.05 項及び第 67.01 項参照）
  - (b) 第 41 類の注 1 (c) のただし書の毛が付いている原皮
  - (c) 革と毛皮又は革と人造毛皮とから成る手袋、ミトン及びミット（第 42.03 項参照）
  - (d) 第 64 類の物品
  - (e) 第 65 類の帽子及びその部分品
  - (f) 第 95 類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）
- 3 第 43.03 項には、他の材料を加えて組み合わせた毛皮及びその部分品並びに衣類（部分品及び附属品を含む。）その他の製品の形状に縫い合わせた毛皮及びその部分を含む。
- 4 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（2 の物品及び毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したものを除く。）は、第 43.03 項又は第 43.04 項に属する。
- 5 この表において「人造毛皮」とは、獣毛その他の繊維を革、織物その他の材料に接着し又は縫い付けた模造の毛皮をいうものとし、織り又は編むことにより得た模造の毛皮（主として第 58.01 項又は第 60.01 項に属する。）を含まない。

総 説

この類には、次の物品を含む。

- (1) 原毛皮（41.01 項から 41.03 項までの原皮を除く。）
- (2) 毛が付いている獣皮をなめし又は仕上げたもの（組み合わせてあるかないかを問わない。）
- (3) 衣類、衣類附属品その他の毛皮製品（43.03 項の解説で除外するものを除く。）
- (4) 人造毛皮及びその製品

羽毛皮及びその部分は、毛皮として取り扱わないことに注意すべきである。これらは、05.05 項又は 67.01 項に属する。

\*

\* \*

43.01 項から 43.03 項までには、現在絶滅のおそれがあるか又はその標本取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある野性動物のある種の毛皮及びその製品を含むことに注意すべきである。これらの動物の種は、1973 年に規定された「絶滅のおそれのある野性動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）の附属書に掲げられている。

**43.01 原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第 41.01 項から第 41.03 項までの原皮を除く。）**

4301.10—ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）

4301.30—子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）

4301.60—きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）

4301.80—その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）

4301.90—頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの

この項には、41.01 項から 41.03 項までに属する次の動物から製造した物品を除き、毛が付いている獣皮でなめし又は仕上げてない物品を含む。

(a) 牛（水牛を含む。）（すなわち、01.02 項の動物。当該項の解説参照）

(b) 馬類の動物（馬、ら馬、ろ馬、しま馬等）

(c) 羊（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。）

アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、及びペルシャ羊という名称は、類似した種類の子羊に対し大まかに使用されている。ただし、これらの用語は、毛皮について使用される場合においては、例えば、子羊の年令にしたがって異なった品質の毛皮を意味する。

(d) やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）

(e) 豚（ペカリーを含む。）

(f) シャモア、ガゼル及びらくだ（ヒトコブラクダを含む。）

(g) となかい及びしか

(h) 犬

毛皮は、剥いだままの状態のもののほか、洗浄したもの及び腐朽を防ぐために乾燥又は塩蔵（湿式、乾式を問わない。）の処理等をしたものも、なめしてないものとしてこの項に属する。また、毛皮は、pulled 又は sheared（すなわち、粗毛を抜き又は切断する。）されることがある。皮の表面は、裏打ちされるか又はスクレイプされることがある。

なめしていない毛皮の切片及び部分（頭部、尾部又は足部等）であっても明らかに毛皮業者の使用に適しないくずでない限り、この項を含む。なめしてない毛皮のくずは含まない（05.11）。

**43.02 なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第 43.03 項のものを除**

く。)

ー全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いている  
かないかを問わない。）

4302. 11ーミンクのもの

4302. 19ーその他のもの

4302. 20ー頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせてないもの

4302. 30ー全形のもの及び切片で、組み合わせたもの

この項には、次の物品を含む。

(1) 毛が付いている獣皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含む。）をなめし又は仕上げたもので組み合わせてないもの（特定の用途に適する形状に切っていないものに限る。）。

なめし又は仕上げた全形の毛皮で、組み合わせてないもの及び特定の用途用に特定の形状に切り又はその他の処理が施されていないものは、たとえ直接使用（例えば、敷物）が可能であっても、この項に含まれる。

(2) なめし又は仕上げた毛皮又はその部分（ドロップスキンを含む。）を、縫い合わせにより、他の材料を加えることなく通常長方形（正方形を含む。）、台形又は十字形に組み合わせたものの

「ドロップファースキン」は、毛皮をV形又はW形のストリップに切ったうえ、これを再び元の順につなぎ合わせて得られた毛皮で、原形より長いが幅が狭くなっている。

なめし工程は、革の製造の際に使用された方法（41 類の総説参照）と類似した方法で肉面の処理を行うことによつてなされる。かかる処理をうけた獣皮は、通常柔軟性によつてなめしていないものと区別される。また、毛の部分は、その外観を良くし又は高級な毛皮に模するための処理（例えば、漂白、ブレンディング又はトッピング（ブラシによつて表面を染色すること）、染色、櫛がけ、トリミング、つや出し（人造樹脂による処理を含む。））をすることがある。

ポニースキン（子馬の皮）、カーフスキン（子牛の皮）、シープスキン（羊の皮）のように 43. 01 項に含まれない毛が付いている各種の獣皮は、なめし又は仕上げた場合には、この項に属する。

なめし又は仕上げた毛皮又はその部分を組み合わせた物品でこの項に属するものは、二以上の毛皮又はその部分を他の材料を加えることなく縫い合わせ、通常長方形（正方形を含む。）、台形又は十字形にした半製品である。これらの半製品は、更に加工することが意図されているものである。

これらには、次のような形状がある。

(1) 板状、マット状又はストリップ状：長方形（正方形を含む。）に組み合わせたもの

(2) 十字形：十字形に組み合わせたもの

(3) サックス（ライニング又はローブ）状：台形に組み合わせたもの又は場合によっては管状に縫ったもの

毛皮のコート又はジャケットを作るための胴部は、この項を含む。これらは、通常毛皮の三つの組み合わせの部分から構成される。その一つは、長くて曲がった底辺を持った二等辺台形（カ

ットして背部を作るもの)であり、他の二つは長方形(カットして前面と袖を作るもの)である。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 衣類、衣類の部分品若しくは附属品又はその他の製品の形状に粗く作った毛皮及び毛皮を組み合わせたもの(頭部、足部、尾部その他の切片を含む。)並びに直ちに使用可能なトリミング及び単に一定の長さに切るだけでトリミングとして使用できるように仕上げたもの(43.03)
- (b) 毛皮とその他の材料を組み合わせたもの(ガルーンエッジ)(例えば、革又は織物と組み合わせた尾部)(43.03)

### 43.03 衣類、衣類附属品その他の毛皮製品

4303.10—衣類及び衣類附属品

4303.90—その他のもの

この項には、下記の除外例を除き、次の材料で作られたすべての衣類(部分品を含む。)及び衣類附属品(マフ、ストール、ネクタイ、襟等)を含む。

- (A) 毛皮
- (B) 毛皮を裏張りした他の材料
- (C) 毛皮を外側に付けた他の材料(単にトリミングとして使用したものを除く。)

衣類に取り付けた毛皮で、例えば、襟又は折り返しに使用したもの(これらのものが実質的にケープやボレロのような大げさなものを除く。)及びカフス又はポケット、スカート、コート等の縁に使用した程度のもは、単なるトリミングとみなす。この項には、毛が付いている獣皮をなめし又は仕上げたもので、他の材料を加えて組み合わせたものを含む(例えば、ガルーンエッジ)。ただし、他の材料を付け加えることにより毛皮としての重要な特性を失ったものを除く。

更に、この項には、すべての他の毛皮製品(部分品を含む。)及び毛皮が重要な特性を与えている物品を含む。

例えば、敷物、掛けぶとん、パフ(詰物をしてないもの)、ケース、ハンドバッグ、遊戯具入れ、糧のう並びに機械機器用又は工業用の製品及びその附属品(例えば、ポリシングキャップ及び塗装の際に使用するローラー用のスリーブ)がある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 42.02 項の後半部分の物品
- (b) 革と毛皮で作られた手袋、ミトン及びミット(42.03)(全部が毛皮製のものは、この項に含まれる。)
- (c) 64 類の物品
- (d) 65 類の帽子及びその部分品
- (e) 95 類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)

#### 43.04 人造毛皮及びその製品

「人造毛皮」とは、獣毛その他の繊維（シェニールヤーンの形状の繊維を含む。）を、革、織物その他の材料に毛皮を模して接着し又は縫い付けたものをいう。ただし、いわゆる毛皮織物として知られるロングパイル織物又はロングパイル編物（主として 58.01 又は 60.01）及びポイント毛皮（毛皮に他の獣毛を添加したもの）を除く。

この項には、人造毛皮の原反及びこれから作った製品（衣類及び衣類附属品を含む。）を含む。ただし、毛皮製品に関する 43.03 項の解説に記述した条件は、この項の製品についても適用される。

また、この項には、革又はひものしんに獣毛を組み合わせて造った尾状の人造毛皮も含む。ただし、動物の尾又は毛皮のくずを集めてしんに縫い付けて作った尾は含まない（43.03）。